

～南条子育て支援センターにて、子育て中のお父さん向け新規事業開始！～



子育てパパ支援事業のお知らせ

保育園に入園していないお子さんを家庭で保育しているお父さんを対象に、月に1回、南条子育て支援センターにて「お父さん出番ですヨ！子育てパパ支援」を開設します！！お子さんと一緒にセンターに遊びに来てください。ご家庭での保育に役立つ様々な子育てのノウハウを伝授します！！

■平成30年度開催日程

① 8月25日(土)	② 9月1日(土)	③ 10月20日(土)	④ 11月10日(土)
⑤ 12月1日(土)	⑥ 1月19日(土)	⑦ 2月16日(土)	

〈時間〉午前10時～午前11時 〈場所〉南条子育て支援センター

※終了後の午前11時～午後4時は通常通り、支援センターをご利用いただけます。

※土曜日の開催につき、振替日として翌週の支援センターで休館日をいただきます。

※詳しくは、町民カレンダー裏面の子育て支援センターだよりをご覧ください。

☆「お父さん出番ですヨ！子育てパパ支援」に参加して下さったお父さんには、「一時預かりの家 おんぶ」で使える一日利用券（お子様1人8時間預かった場合の利用料金相当分）を進呈します。ご家族の病気や冠婚葬祭など、家庭でお子さんの保育に困った際にご利用ください。

■電話申込先 南条子育て支援センター TEL 47-2411

■問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007

児童扶養手当、特別児童扶養手当のお知らせ

～児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給するためには申請が必要です～

提出書類 認定請求書、戸籍謄本、所得証明書など

受付場所 町民税務課、各総合事務所



児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立のために手当を支給し、その児童の父母、父母に代わってその児童を養育している方、あるいは父母が政令で定める程度の障害の状態にある児童の父または母に支給されます。

【現況届の提出】

手当を受けている方（支給停止の方含む）は、毎年8月に現況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月以降の手当を受けることができません。

受付期間 8月1日(水)～31日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土、日は除く)

※8月3日(金)は午後7時まで

特別児童扶養手当

精神または身体に障害を有する児童を監護する父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

【所得状況届の提出】

手当を受けている方（支給停止の方含む）は、毎年所得状況届の提出が必要です。これは、手当の受給資格を毎年審査するもので、この届を提出しないと8月分以降の手当を受けることができません。

受付期間 8月13日(月)～9月7日(金) 午前8時30分～午後5時15分(土、日は除く)

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015